

独立監査人の監査報告書

令和7年6月3日

社会福祉法人新潟市社会事業協会

理事長 高橋 秀松 殿

清平秀幸公認会計士事務所
北海道札幌市

公認会計士

清平 秀幸

<計算関係書類監査>

監査意見

私は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づき、社会福祉法人新潟市社会事業協会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類のうち監査意見の対象とされていない部分並びに、財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽

表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

私は、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づき、社会福祉法人新潟市社会事業協会の令和7年3月31日現在の令和6年度の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

社会福祉法人 新潟市社会事業協会

監査実施概要及び監査結果の説明書

令和7年3月期

さくらマネジメントグループ

清平秀幸公認会計士事務所

〒060-0054

北海道札幌市中央区南4条東4丁目2番地1

TEL : 011-271-1417 FAX : 011-221-5948

令和7年6月3日

社会福祉法人 新潟市社会事業協会
理事長 高橋 秀松 様

清平秀幸公認会計士事務所
公認会計士 清平秀幸
(押印省略)

私は、貴法人の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度に係る計算関係書類及び財産目録（以下、「計算関係書類等」）について監査を行いました。以下、私が実施した監査手続の概要及び結果についてご報告いたします。

目次

(1)	計算関係書類等の監査に関連する理事者と監査人の責任	3
①	理事者の責任	3
②	監査人の責任	3
(2)	監査の概要	4
①	監査の方法の概要	4
②	監査チームの体制	5
③	監査時間と監査スケジュール	6
④	理事者とのコミュニケーションの概要	6
(3)	監査の意見	7
	監査意見	7
①	追記情報に関する事項	7
②	会計方針及び会計処理に関する事項（監査の過程で識別した未修正の虚偽表示）	7
③	内部統制に関する事項	7
④	重要な不正及び違法行為に関する事項	7
⑤	その他	7
(4)	品質管理体制	7
(5)	その他の報告事項	7

(1) 計算関係書類等の監査に関連する理事者と監査人の責任

会計監査を実施するにあたり、以下の責任関係を前提に監査業務を遂行しております。

① 理事者の責任

(a) 計算関係書類

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにあります。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用していることが含まれます。

(b) 財産目録

理事者の責任は、財産目録を我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにあります。

② 監査人の責任

(a) 計算関係書類

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにあります。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行います。監査の基準は、私に計算関係書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めています。

監査においては、計算関係書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施されます。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算関係書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用されます。計算関係書類監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するものではありませんが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算関係書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討します。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての計算関係書類の表示を検討することが含まれています。

(b) 財産目録

私の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにあります。

(2) 監査の概要

① 監査の方法の概要

リスク・アプローチ

私は、貴法人の計算関係書類等に対する監査意見の表明のための合理的な保証を得るために、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準及び当事務所の監査マニュアルに準拠して、リスク・アプローチに基づく監査を実施しました。

不正による重要な虚偽表示リスクへの対応

私は、入手した情報が不正リスク要因の存在を示しているかどうかを検討し、それらを計算書類全体及び計算書類項目の不正リスクの識別において考慮しました。その上で、不正リスクに応じた監査計画を策定し監査を実施しました。

主要な監査手続

本年度の監査における主な監査手続の実施概要は、次のとおりです。

(a) 内部統制の検証

貴法人の下記の業務プロセスについて、内部統制の整備状況及び運用状況の評価を実施しました。

1. 収益プロセス
2. 購買プロセス
3. 人件費プロセス
4. 在庫管理プロセス
5. 固定資産管理プロセス
6. 資金管理プロセス

(b) 実査・立会・確認

1. 実査を実施する対象項目はありませんでした。

2. 以下の対象項目に対し棚卸立会を行いました。

対象科目	立会日	立会基準	立会カバレッジ
診療・療養費等材料	令和7年3月31日	信楽園病院	99.4%
給食用材料	令和7年3月31日	信楽園病院	100%
消耗品	令和7年3月31日	信楽園病院	97.3%
燃料	令和7年3月31日	信楽園病院	100%

3. 以下の対象項目に対し確認を行いました。

対象科目	確認基準日	確認基準	確認カバレッジ
預金・積立資産	令和7年3月31日	保有残高1,000万円以上の取引先	98.7%
投資有価証券・積立資産	令和7年3月31日	全件	100%
事業未収金	令和7年3月31日	国保連・社保からサンプル抽出	78.6%
事業未払金	令和7年3月31日	サンプル抽出	24.8%
借入債務	令和7年3月31日	全件	100%

(c) その他

上記の監査手続に加えて、議事録等の査閲、役職員への質問、証憑突合等、私が必要と認める監査手続を実施しました。また、計算関係書類等の開示状況についても、その妥当性を確かめました。

監査重点領域

以下の領域について重点的に監査を実施しました。

1. 事業収益の実在性
2. 固定資産取得取引の妥当性（取得価額の妥当性）

② 監査チームの体制

(a) 監査責任者

公認会計士 清平秀幸

(b) 監査補助者

公認会計士 槻木裕志

公認会計士 高橋伊都美

社会福祉法人部 下川維詩

社会福祉法人部 佐藤伶美

社会福祉法人部 西川晃生

社会福祉法人部 板垣拓也

③ 監査時間と監査スケジュール

貴法人に訪問して以下の通り、監査を実施しました。

日付		往査場所	実施内容
令和 6 年	11 月 12 日	松風園	内部統制の整備状況の確認・期中監査
	11 月 12 日	あかつか苑	内部統制の整備状況の確認・期中監査
	11 月 13 日	本部・保育園他	内部統制の整備状況の確認・期中監査
	11 月 13 日	有明園	内部統制の整備状況の確認・期中監査
	11 月 21 日	信楽園病院	内部統制の整備状況の確認・期中監査
	11 月 22 日	信楽園病院	内部統制の整備状況の確認・期中監査
令和 7 年	3 月 26 日	松風園	内部統制の整備状況の確認・期中監査
	3 月 26 日	あかつか苑	内部統制の整備状況の確認・期中監査
	3 月 27 日	本部・保育園他	内部統制の整備状況の確認・期中監査
	3 月 27 日	有明園	内部統制の整備状況の確認・期中監査
	3 月 28 日	信楽園病院	内部統制の整備状況の確認・期中監査
	3 月 31 日	信楽園病院	内部統制の整備状況の確認・期中監査
	5 月 9 日	松風園	期末監査
	5 月 9 日	あかつか苑	期末監査
	5 月 12 日	信楽園病院	期末監査
	5 月 13 日	信楽園病院	期末監査
	5 月 14 日	本部・保育園他	期末監査
	5 月 14 日	有明園	期末監査
	5 月 28 日	弊事務所内	計算書類表示チェック

上記の他、本部より約 2 カ月に一度、会計データが送られてきて内容レビューと質問対応を実施しております。

また、弊事務所内において、監査計画の策定、仕訳データからのサンプリング、質問対応、監査意見形成のための監査調書作成、審査業務等を実施しております。これら監査を実施した結果、監査実施日数は約 80 人日となる見込みです。

④ 理事者とのコミュニケーションの概要

実施時期	手段	主な内容
令和 6 年 11 月 21 日	面談	不正リスクについて・当期の法人概況について

(3) 監査の意見

監査意見

無限定適正意見

① 追記情報に関する事項

該当事項はありません。

② 会計方針及び会計処理に関する事項（監査の過程で識別した未修正の虚偽表示）

該当事項はありません。

③ 内部統制に関する事項

(a) 重要な不備

該当事項はありません。

(b) その他の改善事項

該当事項はありません。

④ 重要な不正及び違法行為に関する事項

社会福祉法第 45 条の 19 第 6 項の規定で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 108 条第 1 項の規定に基づき、監事に報告すべき、監査の過程で発見した理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

⑤ その他

- ・ 特にありません。

(4) 品質管理体制

私は企業会計審議会の「監査に関する品質管理基準」、日本公認会計士協会の「監査事務所における品質管理」「監査業における品質管理」で要求されている事項に即した品質管理を行っています。監査業務を適正に行うため、監査のすべての過程において品質管理の方針と手続を整備し、遵守しております。貴法人の監査業務についても、監査計画策定時、監査意見表明時に審理担当の公認会計士による審理を受けております。

(5) その他の報告事項

特にありません

以上